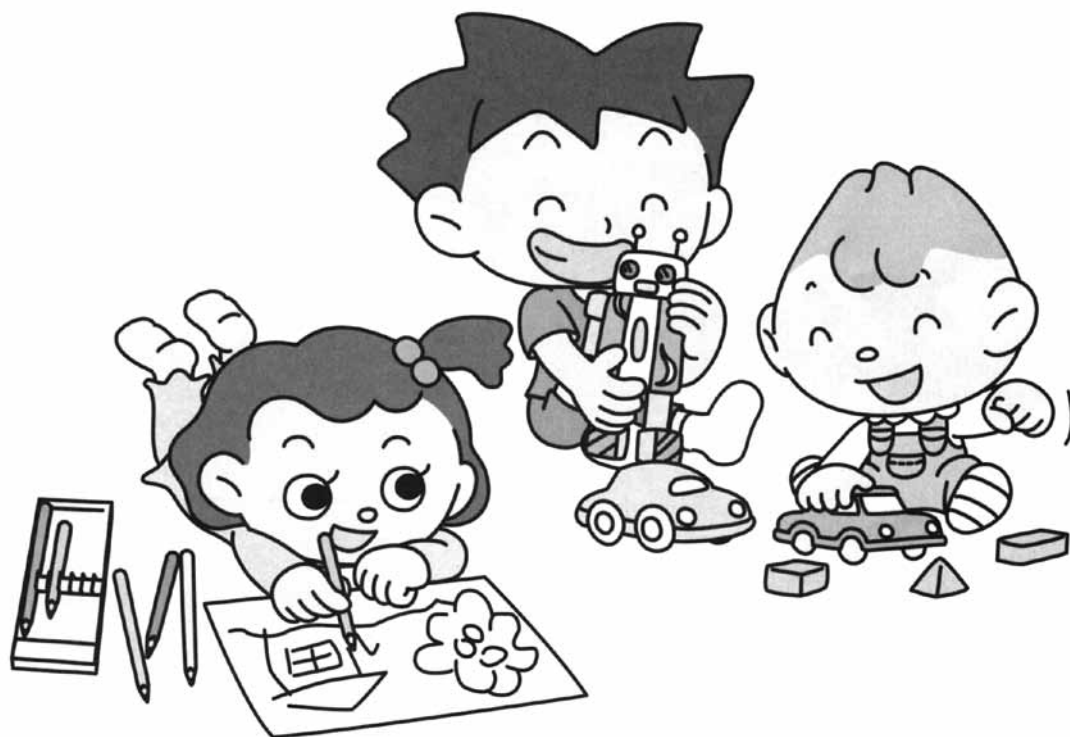


# 奥多摩の福祉サービス

## 子育て編

～ 安心して子どもを生き育てられるまち、  
“奥多摩”をめざして～



奥多摩町福祉保健課



# こどもの成長のために

## 1. 母子保健

- ・ 妊娠期 …………… 2
- ・ 出産後 …………… 3
- ・ 健康 …………… 4

## 2. 手当助成

- ・ 子ども手当 …………… 10
- ・ 児童育成手当 …………… 11
- ・ 児童扶養手当 …………… 12
- ・ 特別児童扶養手当 …………… 14
- ・ 子ども・子育て支援助成制度 …………… 15
- ・ ひとり親家庭等の医療費助成 …………… 17
- ・ 乳幼児の医療費助成 …………… 18
- ・ 義務教育就学児の医療費助成 …………… 19
- ・ 養育医療 …………… 19
- ・ 自立支援医療制度（育成医療） …………… 20
- ・ 小児慢性疾患の医療費助成 …………… 20
- ・ 大気汚染健康障害者医療費助成 …………… 21

## 3. 保育について

- ・ 保育園 …………… 22
- ・ 保育園入園までのながれ …………… 24
- ・ 学童保育会 …………… 26
- ・ ファミリー・サポート・センター事業 28
- ・ 病後児預かり事業 …………… 30

## 4. 貸付制度

- ・ 母子福祉資金の貸付 …………… 32
- ・ 女性福祉資金の貸付 …………… 32
- ・ 生活福祉資金の貸付 …………… 33
- ・ 緊急小口資金の貸付 …………… 33
- ・ 育英資金の貸付 …………… 33

## 5. 障がい児福祉

- ・ 身体障害者手帳の交付 …………… 34
- ・ 愛の手帳（療育手帳）の交付 …………… 34
- ・ 障害者地域活動支援センター …………… 35
- ・ 移動支援事業 …………… 36

## 6. その他

- ・ 子ども家庭支援センター …………… 37
- ・ JR 通勤定期乗車券の割引 …………… 38
- ・ 都営交通の無料パス …………… 39
- ・ 東京都町村民交通災害共済「ちょこっと共済」… 39
- ・ 有償家事援助サービス …………… 39
- ・ 幼稚園補助金 …………… 40
- ・ 教育補助 …………… 41
- ・ 生活保護 …………… 42
- ・ 相談事業 …………… 43

## 7. 福祉関係施設一覧

- ・ 児童母子関係施設 …………… 44
- ・ 民生・児童委員 …………… 45
- ・ 相談の窓口 …………… 46





**妊娠期** ……ママのおなかによろこそ……

赤ちゃんを授かった時から、日常生活の過ごし方に気をつけましょう！  
夫婦で協力し合い二人三脚で赤ちゃんを迎えるための準備を進めていきましょう！

● **母子健康手帳の交付・マタニティーキーホルダーの配布**

妊娠したら、役場住民課総合窓口・古里出張所窓口で、妊娠届の手続きをしてください。  
妊娠・出産からお母さんと子どもの、健康状況を記録する手帳です。（母子健康手帳、マタニティーキーホルダー、妊婦健康診査票 14 回分、妊婦超音波検査票 1 回分、出生通知票他妊娠・出産・育児に関する冊子は母子バックに入っています。）

◆受付の窓口◆ **住民課総合窓口** 直通電話 83 - 2182  
古里出張所窓口 直通電話 85 - 2611

● **妊婦健康診査**

出産までに 14 回の「妊婦健康診査」の一部を助成します。

妊娠届を提出すると貰える母子バックの中に一般妊婦健診の 14 回分の受診票と超音波健診の 1 回分の受診票が入っています。都内の医療機関で受診する際にご使用ください。都外の医療機関や助産院での健診を希望する方は、受診票の使用ができませんので領収書をとっておいて頂き、後日お支払をさせていただきます。申請も必要になりますので下記までご連絡をください。

● **訪問・電話相談**

妊娠中心配なことや、相談したいことがありましたら、保健師が相談に応じます。また、必要な方には、家庭訪問も行います。気軽にお電話ください。

● **母親学級**

**母性科** これから赤ちゃんを迎える方の為に、妊娠・出産の不安を解消したり、仲間づくりをする学級です。お父さんの参加大歓迎です。予約制になっています。気軽にお電話ください。

◆受付の窓口◆ **保健福祉センター** 母子保健担当 直通電話 83 - 2777

## 出産後 ……はじめまして パパとママですよ！……

### ●出生届

赤ちゃんが生まれたら、出生届を役場住民課総合窓口まで提出してください。  
(生まれた日を含めて14日以内に)

◆受付の窓口◆ 住民課総合窓口 直通電話 83 - 2182

### ●出生通知票

母子健康手帳交付の時にお渡しした、出生通知票を保健福祉センターへ提出してください。

通知票をもとに、新生児訪問・乳児健康診査などのお知らせをしています。

### ●産後健診及び生後1か月前後の健診

出産した病院で行います。期日や内容については各病院によって異なります。この健診には費用がかかりますが、費用の一部を町が負担します。

\*詳しくはP15の子ども・子育て支援助成制度をご覧ください。

### ●新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)

全ての赤ちゃんに対して生後4か月までに保健師が訪問します。また、新生児訪問も行います。

### ●来所相談・電話相談

育児について何か心配なことや、相談したいことがありましたら、保健師が相談に応じます。

### ●離乳食講習会

離乳食の進め方、旬の野菜や果物を使い、簡単に作れるものを、実践・試食をしながら紹介しています。(毎月第2週目の金曜日) 変更になる時があります、広報「おくたま」等でお知らせします。

### ●母親学級

育児科 1歳～就学前のお子さんを対象に、子どもとのかかわり方や成長発達に応じた育児について学べる場です。又、お友達づくりの場としても活用頂けます。

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 母子保健担当 直通電話 83 - 2777

## 健康 ……赤ちゃんを守る お手伝い……

### 各種健診

奥多摩町では、お子さんのすこやかな発育を願い、健康診査および予防接種を行います。健診や予防接種に関するご質問やご相談のある方、健診日に都合で来られない方は、福祉保健課までご連絡ください。

#### ● 3 か月児・4 か月児健診及び産婦健診、離乳食講習会

(対象となる方には、およそ1か月前に通知します)

月 日	対 象 者	場 所	時 間	内容・持ち物
平成23年 4月 8日(金)	平成 22 年 10・11 月生	保 健 福 祉 セ ン タ ー	(受付) 午後1:30 ) 午後1:45  (健診) 午後1:45 ) 午後3:30	(内容) 身体体重測定 乳幼児内科診察 離乳食講習会 育児相談  (持ち物) 母子健康手帳 アンケート
6月10日(金)	平成 23 年 1・2 月生			
8月12日(金)	平成 23 年 3・4 月生			
10月14日(金)	平成 23 年 5・6 月生			
12月 9日(金)	平成 23 年 7・8 月生			
平成24年 2月10日(金)	平成 23 年 9・10 月生			

※ お子さんの健康状態にあわせて、健診後に BCG 接種を受けることもできます。

※ 3 か月から 6 か月未満のお子さんが対象となります。

※ 健診終了時間は、受診者数によっては前後する場合があります。

#### ● 乳幼児経過観察健診

3 か月児・4 か月児健診、1 歳 6 か月児・3 歳児健診で、心配な点のあるお子さんのその後の成長を確認するための健康診査です。3 か月児・4 か月児健診と同じ日に行います。

#### ● 6 か月児・9 か月児健診

3 か月児・4 か月児健診の際に受診券及び、受診医療機関一覧をお渡しします。健診の月齢になりましたら各自医療機関にてお受けください。

● 1歳6か月児・3歳児健診 (対象となる方には、およそ1か月前に通知します)

月 日	対象者 (1歳6か月健診)	場 所	時 間	内容・持ち物
	対象者 (3歳児健診)			
平成23年 4月22日(金)	平成 21年 8・9月生 ----- 平成 20年 2・3月生	保 健 福 祉 セ ン タ ー	〈1歳6か月〉 (受付) 午後1:15 〉 午後1:25 (健診) 午後1:25 〉 午後3:00  〈3歳〉 (受付) 午後1:25 〉 午後1:35 (健診) 午後1:35 〉 午後3:15	(内容) 身体体重測定 内科・歯科健診 心理相談 栄養相談 育児相談  (持ち物) 母子健康手帳 アンケート 歯ブラシ タオル・コップ
6月24日(金)	平成 21年 10・11月生 ----- 平成 20年 4・5月生			
8月26日(金)	平成 21年 12・22年 1月生 ----- 平成 20年 6・7月生			
10月28日(金)	平成 22年 2・3月生 ----- 平成 20年 8・9月生			
12月16日(金)	平成 22年 4・5月生 ----- 平成 20年 10・11月生			
平成24年 2月24日(金)	平成 22年 6・7月生 ----- 平成 20年 12・21年 1月生			

※ 健診終了時間は、受診者数によっては前後する場合があります。

※ 3歳児健診対象の方には、幼児の尿検査があります。

● 3歳児経過観察健診 (心理)

3歳児健診で、心理面において心配な点のあるお子さんのその後の成長を見守り、心理士による助言、相談を行います。

● すくすく健康診査 (5歳児健康診査)、すくすく健康診査事後相談

就学までおよそあと1年を迎えたお子さんを対象に、健康診査を行います。

お子さんの成長、発達で何か心配ごとのある方、とくに心配のない方もご利用ください。

日程：年1回

対象：年中児のお子さん (対象となる方には、およそ1か月前に通知します)

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 母子保健担当 直通電話 83 - 2777

## 歯の健康

食べ物を美味しく食べるには歯の健康が大切です。普段から虫歯にしないよう努めましょう。

### ●1・2・4・5歳児歯科健診

月 日	対 象 者	場 所	時 間	内容・持ち物
平成23年 4月13日(水)	平成18・19・21・22年3月生	保 健 福 祉 セ ン タ ー	(受付) 午後1:30 } 午後1:45 (健診) 午後1:45 } 午後3:30	(内容) 歯科健診 ブラッシング指導 予防処置 (フッ素塗布等) 栄養相談  (持ち物) 母子健康手帳 アンケート 歯ブラシ タオル・コップ
5月11日(水)	〃 4月生			
6月8日(水)	〃 5月生			
7月13日(水)	〃 6月生			
8月10日(水)	〃 7月生			
9月14日(水)	〃 8月生			
10月12日(水)	〃 9月生			
11月9日(水)	〃 10月生			
12月14日(水)	〃 11月生			
平成24年 1月11日(水)	〃 12月生			
2月8日(水)	平成19・20・22・23年1月生			
3月14日(水)	〃 2月生			

※ 健診終了時間は、受診者数によっては前後する場合があります。

- 乳幼児歯科相談 (1・2・4・5歳児歯科健診と同日に実施・受付時間は午後1:45～午後2:00)  
8か月児から小学校に入学されるまでの乳幼児を対象に、ブラッシング指導や予防処置(フッ素塗布等)、栄養相談を行います。予約制ですので、ご希望の方は保健福祉センターまでご連絡ください。
- フッ化物洗口事業  
町内の保育園(年中クラス、年長クラス)にて、希望制で、週1回フッ化物の洗口液でぶくぶくうがいを実施しています。乳歯の時から歯の健康を守りましょう。

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 母子保健担当 直通電話 83-2777

## 予防接種

子どもたちを伝染病から守るため、予防接種を行っています。対象者・接種時期につきましては、個別に町からお知らせします。

### ●集団接種（保健福祉センターで受けるもの）

ポリオ（小児マヒ）・BCG

月 日	曜	種 別	会 場	受付時間	対象者	
平成23年 4月 8日	金	BCG	保健福祉センター	午後1:45～2:00	3か月～6か月未満	平成22年10月10日～23年1月9日生
20日	水	ポリオ	子ども家庭支援センター	午後2:00～3:00	3か月～7歳6か月未満	平成15年10月22日～23年1月21日生
5月13日	金	BCG	保健福祉センター	午後1:45～2:00	3か月～6か月未満	平成22年11月15日～23年2月14日生
6月10日	金	〃	〃	〃	〃	平成22年12月12日～23年3月11日生
7月 8日	金	〃	〃	〃	〃	平成23年1月10日～23年4月9日生
8月12日	金	〃	〃	〃	〃	平成23年2月14日～23年5月13日生
9月 9日	金	〃	〃	〃	〃	平成23年3月11日～23年6月10日生
21日	水	ポリオ	保健福祉センター	午後2:00～3:00	3か月～7歳6か月未満	平成16年3月23日～23年6月22日生
10月14日	金	BCG	保健福祉センター	午後1:45～2:00	3か月～6か月未満	平成23年4月16日～23年7月15日生
11月11日	金	〃	〃	〃	〃	平成23年5月13日～23年8月12日生
12月 9日	金	〃	〃	〃	〃	平成23年6月11日～23年9月10日生
平成23年 1月13日	金	〃	〃	〃	〃	平成23年7月15日～23年10月14日生
2月10日	金	〃	〃	〃	〃	平成23年8月12日～23年11月11日生
3月 9日	金	〃	〃	〃	〃	平成23年9月11日～23年12月10日生

※ 対象者の方には、事前に予診票を郵送してお知らせいたします。接種当日は「予診票」・「母子健康手帳」をお持ちになり、上記会場へお越しください。

当日までに小冊子『予防接種と子どもの健康』を必ずお読みください。接種前日の夜には必ず体温を計ってください。

網掛けのある日程の予防接種につきましては予約制となりますのでご注意ください。

### ●個別予防接種（町内の医療機関で受けるもの）

三種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風）・二種混合（ジフテリア、破傷風）・麻しん（はしか）及び風しん・日本脳炎

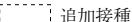

※日本脳炎については、平成22年4月より接種が開始となりました。

・次頁の接種時期・接種間隔をよくご確認のうえ、町内医療機関にてお受けください。

## 予防接種の種類と時期

年齢 ワクチン	小学校											中学校			高校					
	3か月	6か月	9か月	1歳	2歳	3歳	4歳月	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
B C G	1回											(27日以上あければ他の予防接種が受けられます)								
三種混合 I 期 II 期 (二種混合) 個別接種	I 期											初回 3 回 20日～56日間隔 II 期 1 回 追加 1 回 初回終了1年後 (小6) (6日以上あければ他の予防接種が受けられます) (直接医療機関へお申し込みください)								
ポリオ 【経口】	2 回											41日以上の間隔 (27日以上あければ他の予防接種が受けられます)								
麻疹・風しん (混合ワクチン) 個別接種	I 期 1 回											II 期※1 1回(直接医療機関へお申し込みください) III 期(中1)※2 1回 IV 期(高3)※2 1回 (27日以上あければ他の予防接種が受けられます)								
日本脳炎 個別接種	I 期											II 期 1 回 初回 2 回 6～28日間隔 追加 1 回 初回終了後1年後 (直接医療機関へお申し込みください)								

※1 「麻疹・風しん (混合ワクチン)」の第II期の対象者については、5歳以上7歳未満の方であって小学校就学前の1年にある方です。  
 ※2 「麻疹・風しん (混合ワクチン)」の第III期・第IV期の対象者については、平成20年4月から5年間の経過措置となります。

追加接種  標準的な接種期間中にできるだけ接種を受けましょう 

- ・接種をお受けになる場合は、事前に医療機関へ電話等で予約をしてください。
- ・予診票は対象者に送付します。当日までにご記入ください。
- ・接種前日の夜には必ず体温を計ってください。
- ・当日までに小冊子『予防接種と子どもの健康』を必ずお読みください。お持ちでない方は、保健福祉センターまでご連絡ください。
- ・接種当日は「母子健康手帳」、「予診票」をお持ちください。

### 〈実施町内医療機関〉

川 辺 医 院／電話 83 - 2136      古里診療所／電話 85 - 2226  
 双葉会診療所／電話 83 - 3454      奥多摩病院／電話 83 - 2145

### ●その他

事前に町内医療機関へ電話等で、予約をしてから受けてください。

- ・インフルエンザ  
満1歳以上19歳未満(高校3年生)までの子どもを対象に「インフルエンザ予防接種」の一部を助成します。(限度額2000円/1回)
- ・ヒブワクチン(インフルエンザ菌b型)  
生後2か月以上5歳未満までの子どもを対象に無料で医療機関で行っております。
- ・小児用肺炎球菌ワクチン  
生後7か月以上5歳未満までの子どもを対象に無料で医療機関で行っております。

## 医療機関

町内に公立・私立の医療機関が8カ所あり、健康を見守っています。

### ●町内の病院・医療・診療所（保険取扱医療機関）

医療機関名	所在地	電話	診療科目・他
奥多摩病院	氷川1111	83 - 2145	内・外・整 (月曜日以外は、午後も予約にて診療あり)
古里診療所	小丹波82	85 - 2226	内・外・整・皮・小
川辺医院	氷川177	83 - 2136	内・外・胃腸
双葉会診療所	海沢500	83 - 2338	内
高橋歯科医院	氷川174	83 - 2148	歯
古里歯科診療所	小丹波491-4	85 - 2336	歯
峰谷診療所	川野529-1	86 - 2660	内・整(火・金曜午後のみ)
日原診療所	日原819	83 - 3550	内・整(木曜午後のみ)

### ●休日・夜間の診療は奥多摩病院へ

奥多摩病院は救急病院に指定されており、休日・夜間も緊急患者については診療しています。

◆受付の窓口◆ 奥多摩病院 直通電話 83 - 2145 内線 212 (ナースステーション)

### ★東京都医療機関案内サービス（夜間・休日は医療機関案内のみ）

『ひまわり』 03 - 5272 - 0303 アドレス <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

### ●母子健康相談

育児相談など何か心配なことや、相談したいことがありましたら、保健師が相談に応じます。また、妊産婦・新生児訪問も行います、気軽にお電話ください。

### ●健康相談

健康に関するあらゆる相談に応じます。

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 母子保健担当 直通電話 83 - 2777



## 2 手当助成について ●●●

**子ども手当 一 国** → 内容については、平成22年度現在のものです。詳細がわかりしだい広報等でお知らせします。

15歳に達する以後の3月31日まで(中学校修了前)の児童を養育している方が対象です。(支給期間は、6月1日から翌年の5月31日までです。)

### ● 手 当 額

児童1人につき月額 13,000 円

### ● 支 払 方 法

申請のあった月の翌月から6月、10月、2月に所定の金融機関に前4か月分をまとめて振り込みます。

### ● 条 件

所得制限はありません。

公務員などは勤務先での申請となります。

### ● 申請手続きに必要なもの

- ①健康保険証(国民健康保険で厚生年金に加入されている方は、年金加入証明書)
- ②請求者の銀行等の口座番号
- ③印鑑 ④外国籍の方は外国人登録原票記載事項証明書

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター 直通電話 85 - 2611  
保健福祉センター 子ども福祉担当 直通電話 83 - 2777



## 児童育成手当 一 都

18歳に達した日の属する年度の末日以前で次のいずれかの状態にある児童を養育している人が対象です。(支給期間は、6月1日から翌年の5月31日までです。)

- (1) 父または母が死亡した児童
- (2) 父または母が生死不明である児童
- (3) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (4) 婚姻によらないで生まれた児童
- (5) 父母が離婚した児童
- (6) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (7) 父または母が重度の障がい(身体障害者手帳1・2級程度)を有する児童

### ●手 当 額

児童1人につき月額13,500円

### ●支払方法

申請のあった月の翌月分から6月、10月、2月に所定の金融機関に前4ヵ月分をまとめて振り込みます。

### ●条 件

前年分の所得が一定の限度額以上のときは、受けられません。

### ●申請手続きに必要なもの

①請求者および児童の戸籍謄本 ②申請の年の1月1日現在奥多摩町に住所がなかった方は、申請年度の「課税証明書(所得・扶養人数・控除記載のあるもの)」(1月～5月までの申請については、前年度の課税証明書) ③父母の障害者手帳(7に該当する方のみ) ④印鑑 ⑤外国籍の方は外国人登録原票記載事項証明書

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター

直通電話 85 - 2611

保健福祉センター 子ども福祉担当

直通電話 83 - 2777

## 児童育成手当(障がい手当) 一 都

次のいずれかに該当している20歳未満の児童を養育している人が対象です。(支給期間は、6月1日から翌年の5月31日までです。)

- (1) 身体障がい「身体障害者手帳」1・2級程度
- (2) 知的障がい「愛の手帳」1～3度程度
- (3) 脳性マヒ、進行性筋萎縮症

### ●手 当 額

該当児童1人につき月額15,500円

### ●支払方法

申請のあった月の翌月から6月、10月、2月に所定の金融機関に前4ヵ月分をまとめて振り込みます。

## ●条 件

前年分の所得が一定の限度額以上のときは、受けられません。

## ●申請手続きに必要なもの

- ①請求者および児童の戸籍謄本 ②身体障害者手帳または愛の手帳 ③申請の年の1月1日現在奥多摩町に住所がなかった方は、申請年度の「課税証明書(所得・扶養人数・控除記載のあるもの)」(1月～5月までの申請については、前年度の課税証明書)  
④印鑑 ⑤外国籍の方は外国人登録原票記載事項証明書

## 児童育成手当(育成・障がい) 所得限度額表

扶養人数	所得制限額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人目以降、1人増すごとに38万円加算	

→所得額とは、給与所得者については給与所得控除後の金額です。

→所得から次のものを控除して、所得を確認してください。

- ・一律控除8万円
- ・医療費控除など所得額から差引くものもありますので詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター 直通電話 85 - 2611  
保健福祉センター 子ども福祉担当 直通電話 83 - 2777

## 児童扶養手当 一 国

母子・父子家庭およびそれに類する世帯で、次のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度の末日以前(身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度の障がい児は20歳未満)の児童を養育している父、母または養育者が対象です。(支給期間は、8月1日から翌年7月31日までです。)

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父・母が死亡した児童
- (3) 父・母が重度の障がい(おおむね身体障害者手帳1・2級程度)を有する児童
- (4) 父・母が生死不明である児童
- (5) 引き続き1年以上、父・母に遺棄されている児童
- (6) 引き続き1年以上、父・母が拘禁されている児童
- (7) 婚姻によらないで生まれた児童

## ●手 当 額

受給者等の所得に応じて支給します。全部支給41,550円、一部支給41,540円～9,810円。

なお、手当額は児童が2人以上いる場合には2人目の児童に月額5,000円、3人目以降の児童1人につき月額3,000円が加算されます。

### ●支払方法

申請のあった月の翌月分から、4月、8月、12月に、所定の金融機関に前4か月分をまとめて振り込みます。

### ●条 件

施設に入所しているとき。児童が公的年金などを受けるとき。受給者が老齢福祉年金以外の公的年金を受けているとき。児童または受給資格者が日本国内に住所がないとき。児童が母の配偶者（事実上の配偶者を含む※。）に養育されているとき。※とは法律上の婚姻関係になくとも住民票上同一住所、また住民票と同一住所でなくても実際に同居しているかそれに準ずる定期的な訪問等があるとき。前年の所得が一定の限度額以上のとき。以上のときは、受けられません。

### ●手続きに必要なもの

①請求者および児童の戸籍謄本 ②申請の年の1月1日現在奥多摩町に住所がなかった方は、申請年度の「課税証明書（所得・扶養人数・控除記載のあるもの）」（1月～7月までの申請については、前年度の課税証明書） ③印鑑 ④住民票の写し（世帯全員のもの） ⑤外国籍の方は外国人登録原票記載事項証明書

### ●そ の 他

平成22年8月1日から父子家庭の父にも支給要件を満たした場合、支給されるようになりました。

### 児童扶養手当 所得限度額表

扶養親族の数	申請者本人		孤児等の養育者・配偶者 扶養義務者※1
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人目以降、1人増すごとに38万円加算			

※1 扶養義務者（民法877条第1項により扶養の義務がある者＝直系血族及び兄弟姉妹）と同居の時は扶養義務者の所得が所得制限以上の場合は手当の支給が停止になります。

→所得額とは、給与所得者については給与所得控除後の金額です。

→所得から次のものを控除して、所得を確認してください。

- ・一律控除8万円
- ・医療費控除など所得額から差引くものもありますので詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター 直通電話 85 - 2611  
保健福祉センター 子ども福祉担当 直通電話 83 - 2777

## 特別児童扶養手当 一 国

次のいずれかに該当している 20 歳未満の児童を養育している父母または養育者が対象です。(支給期間は、8月1日から翌年の7月31日までです。)

- (1) 身体障害者手帳 1～3 級程度 その他の内部障がい
- (2) 愛の手帳 1～3 度程度
- (3) その他の障害

### ●手 当 額

特児等級 1 級 月額 50,550 円 2 級 月額 33,670 円

### ●支払方法

申請のあった月の翌月分から 4 月、8 月、12 月に前 4 ヶ月分をまとめて金融機関に振り込みます。

### ●条 件

児童が施設に入所しているとき。父母・養育者が日本国内に住所がないとき。障がいを支給理由とする公的年金を受けているとき。前年の所得が一定の限度額以上のとき。以上のときは受けられません。

### ●申請手続きに必要なもの

①請求者および児童の戸籍謄本 ②世帯全員の住民票 ③身体障害者手帳・愛の手帳・診断書(障がいの程度のより異なる) ④印鑑 ⑤申請の年の1月1日現在奥多摩町に住所がなかった方は、申請年度の「課税証明書(所得・扶養人数・控除記載のあるもの)」(1月～6月までの申請については、前年度の課税証明書)

### 特別児童扶養手当 所得限度額表

扶養家族の数	申請者本人	孤児等の養育者・配偶者 扶養義務者※1
	全部支給	
0 人	4,596,000 円	6,287,000 円
1 人	4,976,000 円	6,536,000 円
2 人	5,356,000 円	6,749,000 円
3 人	5,736,000 円	6,962,000 円
4 人目以降、1 人増すごとに 38 万円加算		

※1 扶養義務者(民法877条第1項により扶養の義務がある者=直系血族及び兄弟姉妹)と同居の時は扶養義務者の所得が所得制限以上の場合は手当の支給が停止になります。

→所得額とは、給与所得者については給与所得控除後の金額です。

→所得から次のものを控除して、所得を確認してください。

- ・一律控除 8 万円
- ・医療費控除など所得額から差引くものもありますので詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター 直通電話 85 - 2611  
保健福祉センター 子ども福祉担当 直通電話 83 - 2777

## 子ども・子育て支援助成制度 ― 町

町では、安全に安心して子育てができるよう以下の助成を行っています。助成を受けるには、毎年度申請が必要です。

### ●条 件

次に該当する者は、申請しても助成は受けられません。

- 1 住民税等未申告である者
- 2 住民税等を滞納している者
- 3 児童運営費(保育料)を滞納している者
- 4 学童保育会育成料等を滞納している者
- 5 一般廃棄物処理手数料(ゴミ処理手数料)を滞納している者
- 6 各種使用料等を滞納している者
- 7 学校給食費を滞納している者
- 8 その他、町長が適当でないと判断した者

### ●この助成制度の言葉の定義

- 1 この助成事業の対象者は、町内に住所を有する方です。ただし、転出等した場合は転出等の前月までを助成事業等の対象とします。
- 2 ここでいう「子ども」とは満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます
- 3 ここでいう「ひとり親家庭」とは、児童扶養手当受給者をいいます。
- 4 ここでいう「多子家庭」とは子どもが3人以上いる世帯をいいます。

### ●申請手続きに必要なもの

- ①申請者の銀行等の口座番号 ②印鑑

\* それぞれの助成事業に添付する書類が異なりますのでお問い合わせください。

### ●事業の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日

#### 【産後健康診査等充実事業】

一人1回5,000円を限度として産後健康診査費(乳幼児1か月児健診の費用を含む)等を助成します。

#### 【インフルエンザ予防接種事業】

接種時に満1歳以上19歳未満(高校3年生)までの子どもを対象に「インフルエンザの予防接種」の費用の一部を助成します。ただし、申請による認定後の接種が原則です。

\* 町内医療機関で受けた予防接種費を1人1回2,000円を限度として助成します。

#### 【ファミリー・サポート・センター利用助成事業】

満1歳から10歳未満(小学校4年生)の子どもの保護者に年間10時間のファミリー・サポート利用助成券を配布します。

- \* 子ども一人につき、10枚の助成券を保護者に配布します。
- \* 助成券を使用するには、ファミリー・サポート・センター会員登録する必要があります。

### 【保育園保育料助成事業】

第2子目から保育園の保育料を全額助成します。

- \* 同時に入園していなくても第2子目以降の保育料を全額助成します。

### 【学童保育育成料の助成事業】

ひとり親家庭の1人目、多子家庭の2人目の学童保育育成料を半額助成します。

ひとり親家庭の2人目以降と多子家庭の3人目以降の学童保育育成料を全額助成します。

- \* ひとり親家庭の場合、学童保育育成料が1人目は半額、2人目以降は全額助成します。
- \* 多子家庭の場合、学童保育育成料が2人目は半額、3人目以降は全額助成します。

### 【ひとり親・多子家庭ごみ手数料支援事業】

ひとり親家庭と多子家庭のごみ手数料を全額助成をします。

- \* 500円×12ヶ月/世帯

### 【多子家庭水道料金一部支援事業】

多子家庭の水道料金を一部助成します。ただし、児童扶養手当受給者を除きます。

- \* 1,000円×12ヶ月/世帯

### 【多子家庭世帯等高校生通学援助事業】

多子家庭と子どもが2人いる世帯の高校生の通学費（電車・バス等）を助成します。

電車等については6か月定期代（学校までもっとも低額な経路）を2回助成/年（半額・全額）、バスについては町内を運行しているバスの3か月定期代（自宅から最寄駅までの最も低額な経路）を4回助成/年（半額・全額）

- \* 多子家庭の場合は、全額助成します。
- \* 子どもが2人いる世帯は、半額助成します。

### 【公共交通不通時高校生通学支援事業】

高校通学時に公共交通が不通になり、代替バス等が無い場合にタクシーを利用した際の料金の一部を助成します。

1回3,000円を限度とし、年3回まで助成します。

### 【学校給食費助成事業】

町立小・中学校に通学し、学校給食を食している児童・生徒の保護者で、他の制度等により給食費の援助を受けていない方に給食費の半額を助成します。

### 【入学・進学支援事業】

小・中学校入学者、高等学校進学者の保護者に入学・進学にかかる費用の一部を支援します。

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター 直通電話 83 - 2777  
保健福祉センター 子ども福祉担当 直通電話 85 - 2611

## ひとり親家庭等の医療費助成 ― 町

18歳に達した日の属する年度の末日以前（障がいがある場合は20歳未満）までの次のいずれかに該当する児童を養育しているひとり親家庭およびひとり親家庭に準ずる家庭に対して、医療費の一部負担金を助成する制度です。（有効期間は、1月1日から12月31日までです。）

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が身体障害者手帳1、2級および3級の一部に該当する程度の障がいの状態にある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (7) 婚姻によらないで生まれた児童
- (8) (7)に該当するかどうか明らかでない児童

### ●対象者

- (1) ひとり親家庭等の父または母
- (2) 両親がいない児童を養育している養育者
- (3) ひとり親家庭等の児童または養育者に養育されている児童

### ●助成内容

国民健康保険や社会保険などの各種医療保険で診療を受けた時の医療費（保険適用分）の一部負担金（自己負担分を除く）を助成します。

### ●条件

ひとり親家庭等の父または母および養育者とその世帯の同居している方々の前々年度の所得が一定の限度額以上であるとき。生活保護法による保護を受けている方。施設に入所している方。児童福祉法に規定する里親に委託されている方。心身障がい者の医療費の助成を受給している方。以上のときは受けられません。

### ●申請手続きに必要なもの

①各種健康保険証 ②戸籍謄本（申請者・児童が記載されているもの） ③住民票の写し（世帯全員のもの） ④前年の1月1日に奥多摩町に住所がなかった人は、前年度の「課税証明書（所得・扶養人数・控除記載のあるもの）」 ⑤児童扶養手当証書（証書の提示があれば、②～④の書類は、省略できます。） ⑥印鑑

## ひとり親家庭等医療費助成制度 所得限度額表

扶養人数	所得制限額	
	申請者	配偶者・扶養義務者※
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人目以降、1人増すごとに38万円加算		

※1 扶養義務者(民法 877 条第 1 項により扶養の義務がある者=直系血族及び兄弟姉妹)と同居の時は扶養義務者の所得が所得制限限度額以上の場合は助成が対象外となります。

→所得額とは、給与所得者については給与所得控除後の金額です。

→所得から次のものを控除して、所得を確認してください。

- ・一律控除 8 万円
- ・医療費控除など所得額から差引くものもありますので詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター 直通電話 85 - 2611  
保健福祉センター 子ども福祉担当 直通電話 83 - 2777

## 乳幼児の医療費助成 一 町

小学校入学前の児童を養育している方が対象です。また、児童が町内に住所があり、医療保険に加入していること。(有効期限は、10月1日から翌年の9月30日までです。)6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童は養育者の所得に関係なく助成が受けられます。

## ●助成内容

国民健康保険や社会保険など各種医療保険で診療を受けた時の医療費(保険適用分)を全額助成します。(入院時の食事負担分と保険外診療分を除く)

## ●条 件

生活保護法による保護を受けているとき。施設に入所しているとき。児童福祉法に規定する里親に委託されているとき。以上のときは受けられません。

## ●申請手続きに必要なもの

①各種健康保険証 ②申請の年の1月1日現在奥多摩町に住所がなかった方は、申請年度の「課税証明書(所得・扶養人数・控除記載のあるもの)」(1月から9月申請の場合は前年度の課税証明書) ③印鑑

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター 直通電話 85 - 2611  
保健福祉センター 子ども福祉担当 直通電話 83 - 2777

## 義務教育就学児の医療費助成 ― 町

小・中学生の児童を養育している方が対象です。また、児童が町内に住所があり、医療保険に加入していること。(有効期間は、10月1日から翌年の9月30日までです。)

### ●助成内容

国民健康保険や社会保険など各種医療保険で診療を受けた時の医療費(保険適用分)を全額助成します。(入院時の食事負担分と保険外診療分を除く)

### ●条 件

心身障害者医療費助成制度の医療証を持っているとき。生活保護を受けているとき。施設に入所しているとき。児童福祉法に規定する里親に委託されているとき。以上の方は受けられません。

### ●申請手続きに必要なもの

①各種健康保険証 ②申請の年の1月1日現在、奥多摩町に住所がなかった方は、申請年度の「課税証明書(所得・扶養人数・控除記載のあるもの)」(1月から9月申請の場合は、前年度の課税証明書) ③印鑑

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター 直通電話 85 - 2611  
保健福祉センター 子ども福祉担当 直通電話 83 - 2777

## 養育医療 ― 国・都

### ●内 容

出生後、速やかに適切な処置を受ける必要のある未熟児に対して、指定の医療機関において必要な医療の支給を行います。

### ●条 件

町内在住の新生児で、出生体重が2,000g以下または2,000g以上でも生活力が特に弱く、定められた症状等を示す方が対象です。

※すでに受けてしまった治療は原則として対象外です。

保護者等の所得に応じた自己負担額があります。

母子保健法で指定された医療機関等でのみ、この制度が利用できます。

### ●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 子ども福祉担当 直通電話 83 - 2777

## 自立支援医療制度（育成医療） — 国・都

### ●内 容

身体に障がいがあるか、放置すると将来障がいを残すおそれのある児童が、生活能力を得るために必要な医療を受ける場合、指定の医療機関において必要な医療の支給を行います。

### ●条 件

保護者等が町内在住の18歳未満の児童で、肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能の障がい、および心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・その他の先天性内臓障がい、免疫機能障がいのための手術を必要とし、確実な治療効果が期待される方が対象です。

※ すでに受けてしまった治療は原則として対象外です。

保護者等の所得によって支給対象とならない場合があります。

保護者等の所得に応じた自己負担額があります。

障害者自立支援法で指定された医療機関等でのみ、この制度が利用できます。

### ●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 障がい者福祉担当 直通電話 83 - 2777

## 小児慢性疾患の医療費助成 — 都

### ●内 容

下記の対象者の方が受ける医療のうち、認定された疾病の治療に要した医療費の自己負担額の一部を助成します。

### ●条 件

町内在住の、原則18歳未満の児童で、下記の対象疾患の方で、認定基準に該当する病状の方が対象です。

〈対象疾患〉

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、慢性血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患  
保護者等の所得に応じた自己負担額があります。

### ●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 子ども医療担当 直通電話 83 - 2777

## 大気汚染健康障害者医療費助成 — 都

### ●内 容

下記の対象者が受ける医療のうち、認定された疾病の治療に要した医療費の自己負担額を助成します。

### ●条 件

東京都内に引き続き1年(3歳未満は6ヶ月)以上在住の18歳未満の児童で、健康保険に加入している方のうち、下記の対象疾患にかかっている方が対象です。

なお、平成20年8月1日から気管支ぜん息患者さんについては、対象年齢を全年令に拡大しました。

〈対象疾患一次の疾患及びその続発症〉

慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ

※ 風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎等は含まれません。

### ●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 難病医療費助成担当 直通電話 83-2777



# 3 保育について ●●●

## 保育園 一 町

次に掲げる事情によって家庭で十分な保育が受けられない児童が対象です。

- (1) 会社などに勤務している場合
- (2) 家庭などで自営している場合
- (3) 出産・病気などの場合
- (4) 看護・介護をしている場合
- (5) 災害などを受けた場合
- (6) その他、児童の保育ができない特別な事由がある場合

### ●内 容

町内保育園では全園で保護者の労働時間、通勤事情などを考慮して 11 時間保育を実施しています。

### ●条 件

入園基準：保護者およびその世帯全体の状況を考慮し、保育園への入園の必要性の高い児童から入園を決定します。

保育料（児童運営費）：下記保育料徴収基準額表によります。

### ●手続きに必要なもの

- ①所得税額などを証明する書類 ②保護者の就労等の状況を証明するもの（勤務証明書など） ③診断書（保護者が出産、病気などの場合） ④その他参考になる書類 ⑤印鑑 ⑥保育所入所申込書

### ●そ の 他

第 2 子以降の保育料を全額助成します。

\*詳しくは P16 の子ども・子育て支援助成制度をご覧ください。

※保育園入園の流れについては P24 のフローチャートをご覧ください。

区分 階層	定 義	保育料徴収基準額	
		3 歳未満児	3 歳以上児
第 1	生活保護世帯	0	0
第 2	母子世帯等で町民税非課税世帯	0	0
第 3	町民税非課税世帯	5,000	4,000
第 4	町民税課税世帯	10,000	7,000

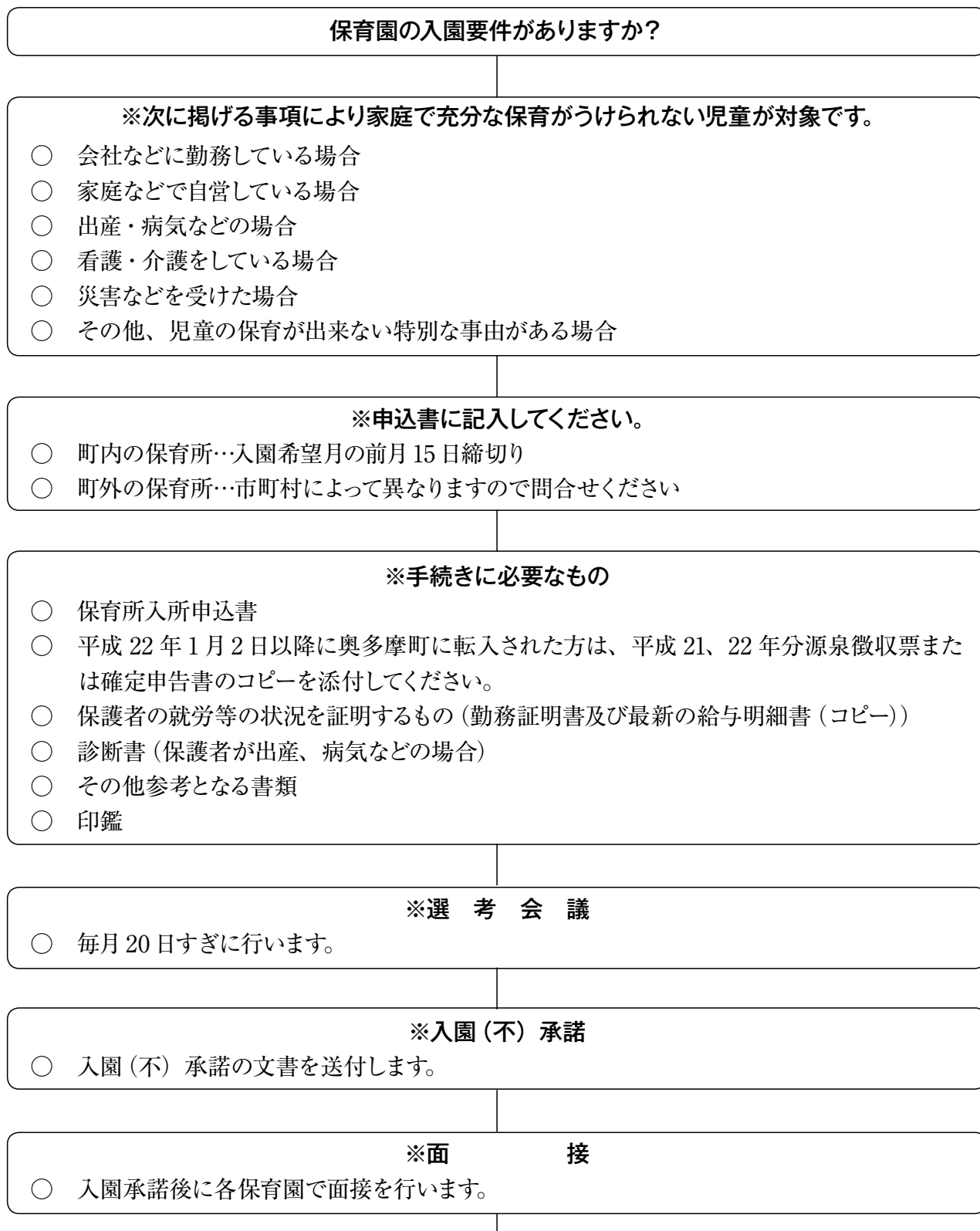
保 育 料 徴 収 基 準 額 表			
区分 階層	定 義	保育料徴収基準額	
		3歳未満児	3歳以上児
第5	所得税課税額 10,000 円未満世帯	12,000	9,000
第6	10,000 円～ 20,000 円未満	14,000	10,000
第7	20,000 円～ 40,000 円未満	18,000	13,000
第8	40,000 円～ 71,500 円未満	22,000	17,000
第9	71,500 円～ 103,000 円未満	26,000	21,000
第10	103,000 円～ 203,000 円未満	30,000	23,000
第11	20,3000 円～ 303,000 円未満	32,000	25,000
第12	303,000 円～ 413,000 円未満	39,000	31,000
第13	413,000 円以上	48,000	38,000

- 町民税および所得税課税額の定義は、住宅借入金（取得）等特別控除額、配当控除及び外国控除適用前の金額で算出します。
- 第3階層から第13階層までの世帯であって同一世帯から2人以上の児童が同時に入所している場合は、第1子保育料徴収基準額、第2子保育料徴収基準額×1/2、第3子以降0円を徴収額とします。
- 未申告等により月額運営費が算出できない場合は、当該年齢の月額運営費最高額を徴収します。但し、申告後は差額分を相殺します。

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター 直通電話 85 - 2611

## 保育園入園までのながれ

### 保育園入園申込みについて



## ※入 園

### ※保育料決定通知

- 保育料は入園されるご家庭の収入により異なります。原則的には父母の前年分の所得税課税額又は前年度分の町民税課税額により決定され、毎月1日現在において保育園に籍のある児童について、その月の1ヵ月分の保育料を負担していただきます。祖父母等と同居されている場合は、祖父母等の収入も合算することもあります。

### ※入園後の保護者へのお願い

- 家庭の事情により保育園を退園する場合や町外へ転出される場合は、早めに子ども家庭支援センター及び保育園に連絡を取るとともに退園届を提出してください。  
退園届を提出されませんと、保育料をいつまでも納めていただくことになります。
- 保護者の仕事の内容や家族構成が変わったり、住所を変更した時は速やかに子ども家庭支援センターへ連絡してください。



## 学童保育会 一 町

### ● 目 的

学童保育会は、保護者のお勤めなどにより、放課後家庭において適切な監護を受けられない児童を保護者に代わって保育することを目的としています。

開会時間中の過ごし方は、児童の自主性に重きをおき、指導員は児童の安全に助力を図ることを職務としています。一般の「学習塾」的な施設とは異なりますので、児童に対しての学習指導は行いません。

### ● 定 員 等

	古里学童保育会	氷川学童保育会
住 所 電 話 / FAX	小丹波 75 番地 (古里小学校内) 85 - 1552	氷川 278 番地 (氷川小学校内) 83 - 2765
対象児童(原則)	小学校 1～4 年生	小学校 1～4 年生
定 員	45 人	40 人
指 導 員	4 人予定	4 人予定

### ● 開 会 日

下記の休会日を除く全日

### ● 閉 会 日

- (1) 日曜日・祝祭日
- (2) 12月29日から1月3日
- (3) インフルエンザ等による学校(学校・学級)閉鎖日
- (4) 不測の事態(台風、雪等)により学校が休校の日
- (5) その他(保育を必要とする児童のいない日等)

\*学校振替日(運動会等の振替日)は、開会します。

### ● 開会時間

平日…児童の下校時～午後6時30分

夏休み等…午前8時30分～午後6時30分

\*児童が全員帰宅した時点で閉会とします。

### ● 保護者負担金

月額 3,000 円(おやつ代 2,000 円は別)

(原則として休会届、退会届を提出していない場合は、負担金、おやつ代を徴収します。)

\*子ども・子育て支援助成制度では、「学童保育育成料の助成事業」を行っています。

P16 をご覧になり該当する世帯は申請をしてください。

### ●児童がお休みする時

必ず保護者が指導員まで連絡してください。

### ●児童が休会、退会する時

休会（一ヶ月以上連続してお休みをする場合）、退会する1週間前には、「休会届」「退会届」を記入して必ず保護者が子ども家庭支援センターまで届け出てください。用紙は、学童保育会、子ども家庭支援センター、保健福祉センター、役場住民課総合窓口、においてあります。

### ●持参するもの

- (1) 置き傘
- (2) 食器（プラスチック製コップ・スプーン）
- (3) 学用品
- (4) 着替え・タオル（名前を記入）

### ●その他

- (1) 給食がない日には児童にお弁当を持たせてください。
- (2) クリスマス等の催しをおこなう場合に、別途実費をいただくことがあります。
- (3) 保育終了時間には原則として保護者が迎えにきてください。  
迎えに来られない場合は、保護者から学童保育会へ必ずご連絡ください。その場合は、児童は一人で帰宅することになりますので十分注意するよう指導してください。（ファミリー・サポート・センターを利用することをお勧めします。）
- (4) 学童保育会への行き、帰りにおける事故については学童保育会では、一切責任を負いません。（塾等への行き帰りも含みます。）

### ●提出書類

学童保育会入会申請書、児童健康調査表、保険証のコピー（児童）、マル子医療証のコピー

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター 直通電話 85 - 2611



## ファミリー・サポート・センター事業 ― 町

仕事と子育ての両立を支援するために、子育ての手助けが必要な方（利用会員）と子育てを手伝ってくださる方（協力会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする事業です。

### ●活動内容

- 保育園の送り迎え。
- 保育時間外・休園日等の一時預かり。
- 放課後・学童保育所終了後の一時預かり。
- 保護者が学校行事等に参加・または病気・出産・看護等の場合の一時預かり。
- 宿泊を伴う仕事（出張等）や遠方での冠婚葬祭等の場合の宿泊預かり。（条件あり）

### ●対 象

利 用 会 員：概ね生後6か月以上小学校4年生以下の子どもを持つ方なら、どなたでも会員になれます。

協 力 会 員：心身共に健康で子育てに意欲のある方なら、どなたでも会員になれます。

特別協力会員：規定された研修を受講した方では、兄弟姉妹以外の複数預かりができる会員です。

### ●そ の 他

- 原則として協力会員の自宅または公共施設で預かります。但し宿泊を伴う場合は、協力会員の自宅で預かります。
- 兄弟姉妹以外の複数預かりができるようになりました。
- 援助を依頼したい日の7日前までにセンターに電話をしてください。
- センターは活動できる協力会員、特別会員を紹介します。
- キャンセルする場合は前日までにご連絡下さい。当日キャンセルは、50%のキャンセル料がかかります。連絡なくキャンセルされた場合は100%のキャンセル料がかかります。



活動日	活動時間帯	報酬額
平日 (月曜日から金曜日まで)	午前7時から午後7時まで	1時間あたり 700円
	上記以外の時間で宿泊を伴わないもの	1時間あたり 900円
	宿泊午後7時から午前7時まで (原則1泊まで)	1泊 5,400円
土曜日、日曜日、祝日	午前7時から午後7時まで	1時間あたり 900円
	上記以外の時間で宿泊を伴わないもの	1時間あたり 1,100円
	宿泊午後7時から午前7時まで (原則1泊まで)	1泊 6,600円

※ 兄弟姉妹以外の複数預かりについては上記の表とは異なりますので下記まで問い合わせください。

#### 備考

- 1 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
- 2 最初の1時間を延長したときは、30分以下は上記報酬額の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とみなす。
- 3 兄弟姉妹等の対象児童を預ける場合は、2人目から半額とする。
- 4 援助活動に必要な公共交通機関の交通費等については、利用会員が実費を支払う。

#### ●特別協力会員の研修予定

特別協力会員だけでなく協力会員・両方会員の方も是非ご参加ください。

特別協力会員は2回以上の出席をお願いします。



開催日	内 容
4月21日（木）	町の子育て支援事業について
6月16日（木）	子どもの応急対応 ～こんなときどうする～ 座談会編
8月18日（木）	子どもの応急対応 ～こんなときどうする～ 実践編
11月15日（火）	保育にあたる心構え
1月19日（木）	家庭で預かる時の注意

※ 変更する場合があります

◆受付の窓口◆ 奥多摩町ファミリー・サポート・センター  
（奥多摩町子ども家庭支援センター内） TEL 85 - 2611

## 病後児預かり事業 — 町

病気の回復期にある児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。ご利用になるためには、事前にユーザー会員、サポーター会員の登録が必要です。

### ●どんな時に預かってくれるの

- (1) 病気の回復期で、入院の必要はないが、大事をとってもう少し学校等は、休ませたいが、もう仕事は休めない。
- (2) 冠婚葬祭があるけど、熱が下がったばかりの子は連れて行けない。

### ●対 象

ユーザー会員：原則満1歳以上から小学校6年生までの児童の保護者  
サポーター会員：心身ともに健康な20歳以上の方

### ●預かる場所

奥多摩病院内の施設でサポーター会員がユーザー会員の子どもを預かります。

### ●利用できる時間

平日の午前8:30から午後5:15です。

### ●費用負担

ユーザー会員は、病後児1人1時間当たり1,000円をサポーター会員へ支払います。

### ●費用助成

ユーザー会員がサポーター会員へ支払った額の1/2の額を申請により助成します。

## ●対象となる子どもの病名等

対象となる病名	状 況
インフルエンザ	解熱後 2～3 日を経過し主症状が軽減している。
麻疹（はしか）	解熱後 3 日間を経過しているが、集団保育に不安がある。
風疹（三日はしか）	解熱し、発疹が消失している（発疹出現後 3 日程度、色素沈着はない）
水痘（水ぼうそう）	解熱し、発疹が痂皮化（かさぶた）している（発疹出現から 7 日前後）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	解熱し耳下腺の腫大がほぼ消失している（食事摂取が可能）
突発性発疹	診断がついていて、解熱している。
ヘルパンギーナ（喉・夏風邪）	診断がついている。解熱して食事が摂取可能である。
手足口病	診断がついている。解熱して食事が摂取可能である。
ウイルス性 嘔吐・下痢症	診断がついている。発熱・嘔吐がなく、下痢が軽回復向にある。
咽頭性結膜熱（プール熱）	解熱後 2 日を経過し、眼脂・流涙がほぼ消失している。
流行性血性結膜炎	眼脂・流涙がほぼ消失している。
溶連菌感染症	抗菌薬内服し 24 時間経過し体温が 38℃以下である。
とびひ	発熱がなく、一般状態が悪くない。
百日咳	レプリーゼが減少傾向になっていること。治療効果があるとされる最低 5 日間の投与がされている。
外科的疾患・外傷（けが等）	症状は安定しているが、一般保育所等での保育が困難な場合。
その他の感染症	急性期を過ぎ主治医が感染の恐れがないと認めた場合。
熱	体温が 38℃以下。
食欲	半分程度は、摂取できている（普通の）。
消化器症状	強い腹痛がなく、嘔吐もほぼない。激しい下痢もない。

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター 直通電話 85 - 2611

## 4 貸付制度 ●●●

### 母子福祉資金の貸付 一 都

都内に6か月以上お住まいの母子家庭で、20歳未満のお子さんを扶養している方が対象となります。

#### ●資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金

#### ●条件

連帯保証人が必要です。

#### ●借入れの相談及び申込み方法

西多摩福祉事務所の母子自立支援員にご相談ください。

◆受付の窓口◆ 西多摩福祉事務所 直通電話 22-1165

### 女性福祉資金の貸付 一 都

1. 配偶者がいないか、配偶者がいてもその扶養を受けられない女性（生死不明・法令による拘禁等）で、都内に6か月以上お住まいの方が対象です。

(1) 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方。

(2) 親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方で、年間所得が一定の額以下で、次のいずれかに該当する方。

① かつて母子家庭の母として子を扶養したことがある方

② 婚姻歴のある40歳以上の方

2. 上記にあてはまらない方で、特に貸付の必要があると認められた方。

#### ●資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金

#### ●条件

保証人が必要です。

#### ●借入れの相談及び申込み方法

西多摩福祉事務所の母子自立支援員にご相談ください。

◆受付の窓口◆ 西多摩福祉事務所 直通電話 22-1165

## 生活福祉資金の貸付

低所得世帯の方や心身障がい者（児）との生活を共にしている世帯、療養中又は要介護高齢者の属する世帯が対象となります。

### ●条 件

町内に居住する方で低所得世帯、各種障害者手帳の交付者及びその属する世帯、おおむね65歳以上の介護等を要する世帯で返済の見込みがあると判断された方。

### ●借入れの相談及び申込み方法

奥多摩町社会福祉協議会にご相談ください。

◆受付の窓口◆ 奥多摩町社会福祉協議会 電話 83 - 3855 FAX 83 - 2567

## 緊急小口資金貸付

低所得世帯で、医療費の支払のために臨時の生活費が必要なとき、給与などの盗難、紛失で生活費が必要なとき、火災などの被災によって生活費が必要なときなど緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に小口資金の貸付を行います。

### ●条 件

ご世帯の収入に制限があります。貸付のための要件は他にもありますので窓口でご確認ください。

### ●貸付の相談及び申込み方法

詳しい内容等については下記までお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 奥多摩町社会福祉協議会 電話 83 - 3855 FAX 83 - 2567

## 育英資金の貸付

町内に3年以上居住している方の子どもで、同種の学資金を他から受けていない方。また2年以上居住している方で本会が特に認めた方を対象に、高等学校等・大学等の入学金および奨学金を無利子で貸付します。

\*詳しい内容等については下記までお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ (財)奥多摩木村奨学会 電話・FAX 85 - 1484

### 身体障害者手帳の交付 — 都

身体障がい者（児）が、様々なサービスを受けるために必要な手帳（あずき色）を交付します。

#### ●内 容

手帳の等級は、障害の程度に応じて1級（重）～6級（軽）まであります。

#### ●条 件

身体（視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓等）に障がいがあり、身体障害者福祉法の規定する医師（指定医）の診断により、該当すると認められた方が対象です。

#### ●手続きに必要なもの

①申請書 ②印鑑（認印） ③診断書・意見書（所定のもの） ④写真1枚（たて4cm×よこ3cm）

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 障がい者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

### 愛の手帳（療育手帳）の交付 — 都

知的障がい者（児）が、様々なサービスを受けるために必要な手帳（オレンジ色）を交付します。

#### ●内 容

手帳の度数は、障害の程度に応じて1度（最重）～4度（軽）まであります。

#### ●条 件

知的障がい者（児）で、東京都愛の手帳交付要綱判定基準に該当すると認められた方が対象です。

#### ●手続きに必要なもの

①申請書 ②印鑑（認印） ③写真1枚（たて4cm×よこ3cm） ④母子手帳等  
※ 事前にお問い合わせください。

#### ◆受付の窓口◆

##### < 18歳未満の方 >

東京都立川児童相談所

電話 042-523-1321 FAX 042-526-0150

##### < 18歳以上の方 >

東京都心身障害者福祉センター

電話 03-3203-6141 FAX 03-3203-6185

東京都心身障害者福祉センター多摩支所

電話 042-573-3311 FAX 042-576-5295

## 障害者地域活動支援センター かもんみーる

障がい者の方に対し、創作活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の便宜を供与することで障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

### ●内 容

パン・クッキー等の生産活動、及び福祉会館及び子ども家庭支援センター内のカフェにおいて、接客、販売等をおこないます。また、色々なレクリエーションや相談事業をおこないます。

利用時間は、月曜日から金曜日までの午前 10 時から午後 4 時までです。

※年末年始、祝・祭日は休業となります。

※利用料は無料です。

### ●条 件

身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方。また、手帳の交付を受けていなくても、そういった心理の状態である方とその家族。

### ●手続きに必要なもの

①申請書 ②印鑑(認印) ③身体障害者手帳又は愛の手帳、精神障害者福祉手帳またそういった心理状態であることが確認できる書類。

### ◆受付の窓口◆

保健福祉センター 障がい者福祉担当

電話 83 - 2777 FAX 83 - 2833

障害者地域活動支援センターかもんみーる

電話・FAX 83 - 8145



## 移動支援事業 ― 町

身体・知的・精神障がい者（児）に、移動に関するサービスを支援します。

### ●内 容

自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援するためにガイドヘルパーを派遣し、自立生活や社会参加を支援します。

原則として、1日の範囲内で用務を終わるものに限りです。

利用者負担は原則として1割です。ただし、所得等に応じて一定の月額負担上限を定めています。

### <移動支援事業の流れ>

- ①保健福祉センターに相談・申請をします。
- ②サービスの支給量等が決定され、ガイドヘルパー派遣決定通知書が送られます。
- ③サービスを利用する事業所を選択し、利用に関する調整をします。
- ④原則として利用者負担（1割）を支払います。

### ●条 件

身体障害者手帳、愛の手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、単独での外出が困難であると認められた方が対象です。ただし、通院介助等の外出は対象外です。

障害者福祉サービスの重度訪問介護、行動援護、重度障害等包括支援との併用はできません。

※ 派遣時間は、原則として1か月につき20時間以内とします。

### ●手続きに必要なもの

- ①申請書 ②印鑑（認印） ③身体障害者手帳、愛の手帳、又は精神障害者保健福祉手帳

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター障がい者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

## 6 その他 ●●●

### 子ども家庭支援センター

#### ●子どもの虐待通告の窓口

#### ●子どもと家庭の総合相談

子どものこと、子育てのこと、学校のこと、なんでもお気軽にお話してください。相談員が随時お受けします。また、他の機関と連携を取りながらの相談も行っていますので安心してご利用ください。

#### ●児童生徒等の心理相談

児童・生徒専門の心理カウンセラーによる「相談」を行っています。0歳～18歳未満のお子さんの相談を対象に、どんなことでも相談に応じます。

お気軽にご相談ください。(児童・生徒本人とその家族)

日程は下記の通りです。日時は変更する場合がありますので必ず子ども家庭支援センターで予約をして下さい。

氷川保育園…すこやかルーム(澤井晴乃先生)

奇数月の第2水曜日 午前9:00～正午 午後1:00～2:30

古里保育園…相談室(山本勝美先生)

偶数月の第2水曜日 午前10:00～正午 午後1:00～3:00

子ども家庭支援センター…相談室(奇数月:山本勝美先生 偶数月:澤井晴乃先生)

毎月第4水曜日 午前10:00～正午 午後1:00～3:00

※11月は祝日のため翌日24日(木)となります。12月はお休みします。

#### ●子育て情報の提供

子育てに関する情報を提供します。保護者同士の交流の場や子どもの遊び場としてもお使いいただけます。

#### ●子育てサロン

どなたでも参加できます。

年 間 予 定	
6月4日(土)	ベビーマッサージ
8月25日(木)	草木染
11月12日(土)	リトミック

#### ●絵本といっしょ

毎月第2・4水曜日 午前11:00からキッズプレイルームにて開催します。乳幼児向けの絵本の紹介や読み聞かせをします。どなたでも参加できます。

※12月28日はお休みします。

## ●びよびよ☆ひろば

偶数月の第3金曜日 午前10:30から開催します。

開催日	内 容	会 場
4月15日	お絵かき(親子でペックン)	子ども家庭支援センター
6月17日	マラカス作り	福祉会館
8月19日	水遊び	子ども家庭支援センター
10月21日	小麦粉粘土	子ども家庭支援センター
12月16日	パックン人形	福祉会館
2月17日	大判絵本読み	子ども家庭支援センター

## ●おくたま海沢ふれあい農園との共同企画

さつまいもの種まきと収穫を行います。

種まき 5月21日(土)

収 穫 10月22日(土)

## ●子育てグループの育成と支援

子どもの遊び、友達づくりや、保護者の方の、子育ての仲間づくりができるように自主的な活動を支援し、活動のための情報を提供します。

## ●その他

都合により開催日、内容等を変更する場合があります。

◆受付の窓口◆ 奥多摩町子ども家庭支援センター 電話 85 - 2611

## JR 通勤定期乗車券の割引 一 都

児童扶養手当受給者または、その方と同一の世帯員で、通勤定期券を必要とする方が対象です。ただし、特定者資格証明書を交付された方に限ります。

### ●内 容

普通定期運賃の3割引

### ●手続きに必要なもの

- ①定期乗車券購入時に必要な書類—特定者資格証書、印鑑
- ②特定者資格証明書の交付に必要な書類など—児童扶養手当証明書、写真(最近6か月以内、上半身たて4cm×よこ3cm)、印鑑

◆受付の窓口◆ JRの購入窓口—特定者資格証明書は保健福祉センター—子ども福祉担当で交付します。

## 都営交通の無料パス — 都

児童扶養手当を受けている世帯員のうち、1人に限り対象となります。

### ●内 容

都営交通（都電・都バス・都営地下鉄）の無料パスが交付されます。

### ●手続きに必要なもの

①児童扶養手当証書

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 子ども福祉担当 直通電話 83 - 2777

## 東京都市町村民交通災害共済「ちょこっと共済」

東京都の市町村が共同で実施する共済制度で、皆さんが会費を出し合い、交通事故にあった場合、その会費から見舞金をお支払する制度です。

### ●加入資格

奥多摩町に住民登録・外国人登録のある方。

会員と生計を同じくしている方で、就学のため都内の市町村以外に転出している方。

### ●会 費（一人一口に限ります）

A コース 年額 1,000 円（見舞金最高 300 万円）

B コース 年額 500 円（見舞金最高 150 万円）

※中学生以下のかたは町が会費のうち 500 円を負担しますので、A コースは 500 円で、B コースは無料で加入できます。

### ●加入方法

役場住民課総合窓口または古里出張所にて申込みをしてください。

### ●共済機関

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

（4 月 1 日以降に加入の場合は、加入申込日の翌日から平成 24 年 3 月 31 日まで）

◆受付の窓口◆ 住民課 交通災害共済担当 直通電話 83 - 2182

## 有償家事援助サービス

ひとり親家庭や養育者が病気等で児童のいるお宅へ提供会員を派遣し、日常生活に必要な家事援助サービスを提供します。

### ●そ の 他

手続きなど詳細については下記までお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 奥多摩町社会福祉協議会  
ヘルパーステーション“おくたま” 直通電話 83 - 8050

## 幼稚園補助金

制度名	奥多摩町私立幼稚園等園児保護者負担額軽減補助金（東京都からの補助金）	
部署名	教育委員会 教育課 学務担当	
対象者	奥多摩町に住んでいる（住民登録か外国人登録をしていること）満3歳児から5歳児（平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれ）のお子さんを平成23年4月以降私立幼稚園等に通わせており、かつ保育料を納入していること。	
補助額	第1子	4,400円～8,200円（月額）
	第2子	7,000円～8,200円（月額）
支給方法	年間2回、保護者名義の金融機関の口座（郵便局以外）に振り込みます。 振込時期：前期分（4月～9月）…10月下旬 後期分（10月～3月）…3月下旬	
支給期間	私立幼稚園等に通わせており、保育料を納入している期間	
所得制限	補助額は下記のとおり、世帯の区市町村民税所得割額及び区市町村民税の課税状況の有無によって決定します。（世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、合計額）	
	区市町村民税所得割課税額	第1子 第2子以降
	所得割税が非課税・生活保護の世帯	8,200円 8,200円
	34,500円以下の世帯	6,500円 8,200円
	183,000円以下の世帯	5,500円 7,600円
	216,700円以下の世帯	4,400円 7,000円
	※ 上記の第2子・第3子以降の表示については、2人以上の幼児が同時に幼稚園に通っている場合に適用されます。 ※ 補助金額は、保護者が実際に負担された入園料、保育料を上限として支給します。 ※ 年度途中で入退園、または転出入した場合は、在園、在住（町）月数が支給対象となります。	
申請に必要なもの	・印鑑 ・保護者名義の振込先希望金融機関の通帳 ・平成23年1月2日以降奥多摩町に転入された方は、前住所地の区市町村民税の課税証明書または、納税通知書の写しを提出してください。	

◆受付の窓口◆ 奥多摩町教育委員会 教育課 学務担当  
直通電話 83 - 2246 FAX 83 - 2555



## 教育補助

### ●児童・生徒就学援助費補助

経済的理由で町立小・中学校の児童・生徒の就学費用にお困りの家庭に援助します。詳細は次のとおりです。

制 度 名	奥多摩町就学援助費補助事業
部 署 名	教育委員会 教育課 学務担当
対 象 者	奥多摩町の小・中学校に在学する学齢児童・学齢生徒で次のいずれかに該当する者。 1. 保護者の町民税が非課税または減額・免除を受けている家庭 2. 国民年金または事業税、固定資産税を減額・免除を受けている家庭 3. 生活福祉金の貸付を受けている家庭 4. 保護者の職業が生活にお困りの家庭 5. その他、特別な事情で、生活にお困りの家庭 6. 公立小学校若しくは公立中学校の特別支援学級に通学し、若しくは通級し、又は、特別支援学級に通級する児童又は生徒が公共交通機関を利用している家庭
援助費の種類	1. 学用品費 2. 新入学用品費 3. 学校給食費 4. 校外活動費 5. 修学旅行費 6. 体育実技用具 7. クラブ活動費 8. PTA会費
援助を受けられる収入の目安	世帯の収入の目安は、生活保護基準額表(3級地—1)に規定されている基準額「月額」(第1類・第2類・教育扶助)を加えた額に12か月を乗じ、1.5倍をした額未満の世帯の児童・生徒であること。
支給方法	年3回(各学期末)、保護者から依頼のあった金融機関への口座振替により支給。
支給期間	教育委員会が指定した日までに申請した場合は、4月1日からとし、それ以降は、申請書が出された日の属する月の初日からとする。
申請に必要なもの	・印鑑・収入のある方全員の前年度分(1月～12月分まで)の収入を証明する書類(源泉徴収票等)を必ず添付する。

### ●奥多摩町特別支援教育就学援助奨励費補助

特別支援学級に在籍している児童・生徒が対象

### ●遠距離通学費補助事業

通学距離がおおむね2キロ以上の児童および3キロ以上の生徒を対象に、バス・電車の定期券代を全額補助します。

◆受付の窓口◆ 奥多摩町教育委員会 教育課 学務担当  
 直通電話 83 - 2246 FAX 83 - 2555

## 生活保護

生活保護とは、暮しに困っている人に対して、生活費などを援助し、自立して生活ができるように援助する制度です。福祉保健課ではこうした人から相談、申請を受けつけています。申請後は東京都西多摩福祉事務所にて、その世帯の最低生活費を生活保護基準に基づき算定し、世帯の収入・資産状況等を調査したうえで、生活保護基準と比較してその不足する額について生活保護費を支給します。

### ●生活保護の基本的要件

生活保護は、次のような努力をしてもなお暮らしに困る場合が対象となり、調査のうえ適用の可否が判定されます。

- ①働くことができる人はその能力に応じて働いてください。
- ②預貯金や土地・家屋、生命保険の解約金等活用できるものは、すべて生活費に充ててください。自動車の保有も同様です。
- ③親、兄弟姉妹、子供などの扶養義務者に相談し、扶養援助を求めてください。
- ④年金、手当てなどの他の法律（制度）で活用できるものは、全て受けてください。

### ●生活保護者の受けられる制度

#### ●減免・免除されるもの

	減免・免除の内容	問い合わせ窓口
1. NHKの受信料	放送受信料全額	東京都西多摩福祉事務所 電話 22 - 1165
2. 上下水道料金	内容についてはお問い合わせ下さい。	東京都水道局多摩お客さまセンター 電話 042 - 548 - 5110
3. 都営交通の無料	無料乗車券 (一世帯に1人のみ)	東京都西多摩福祉事務所 電話 22 - 1165
4. 一般廃棄物手数料	手数料免除	住民課生活環境担当 電話 83 - 2182



## 相談事業—子ども、ひとり親家庭、女性相談

相談名	相談内容	相談日	時間	相談場所	相談員	電話
子どもと家庭の相談	0～18歳未満の子どもとその家庭に関する相談に応じます。	月～金曜日 (祝・祭日を除く)	午前9時～ 午後5時	子ども家庭 支援 センター	子ども家庭 支援相談員 心理相談員	85 - 1788
児童相談	児童の養育、しつけ、身体や精神の障害、非行、いじめ、虐待などについての相談に応じます。	月～金曜日	午前9時～ 午後5時	立川児童 相談所	児童福祉 司・医師	042 - 523 - 1321
学校生活に関する相談	学校に行きたくない、勉強についていけない	月～金曜日 (祝・祭日を除く)	午前9時 ～午後4時	教育相 室	教育相談員	83 - 2340
健康・育児・栄養相談	健康・育児・栄養に関する個別の相談に応じます。 また、血圧・体脂肪率の測定、乳幼児の身長・体重の計測も行っています。	月～金曜日	午前8時30分 ～ 午後5時15分	保健福祉 センター	保健師 栄養師	83 - 2777
女性相談	配偶者からの暴力、離婚等の問題、対人関係、性、こころの悩みなど女性のかかえているさまざまな問題について相談に応じています。	月～金曜日	午前9時 ～午後4時	東京都 女性相談 センター 立川出張所	婦人相談員	電話相談 042 - 523 - 1321 来所相談 予約番号 042 - 524 - 1048
D V 相談	配偶者からの暴力の相談に応じます。	月～金曜日	午前8時30分 ～ 午後5時15分	保健福祉 センター	保健師	83 - 2777

## (1) 児童母子関係施設

	名 称	住 所	電 話
支 援 ど も セ ン タ ー 家 庭	子ども家庭支援センター	小丹波108	85-2611
	ファミリー・サポート・センター	小丹波108	85-2611
私 立 保 育 園	古 里 保 育 園	小丹波528	85-2328
	氷 川 保 育 園	氷川1416	83-2266
学 童 保 育 ク ラ ブ	古 里 学 童 保 育 会	小丹波75	85-1552
	氷 川 学 童 保 育 会	氷川278	83-2765
町 外 施 設 等	東京都立川児童相談所	立川市曙町3-10-19	042-523-1321
	東京都児童相談センター	新宿区戸山3-17-1	03-3208-1121

## (2) 民生・児童委員

民生・児童委員は、身近な相談相手として暮らしに関するさまざまな相談（高齢者・児童・障がいのある方等）に応じています。

相談についての秘密を守ることが法律により義務付けられていますので、安心してご相談ください。また、訪問による相談もできます。

主任児童委員は、児童福祉に関することを専門として町全域を担当し、子どもたちが健やかに生活できるよう子ども家庭支援センターや学校と連携して活動しています。

氏 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号	担 当 地 区
菊 地 美樹子	198-0102	川井152	0428-85-1369	川井
須 崎 佐 月	198-0101	大丹波572	0428-85-2569	大丹波
濱 野 文 夫	198-0103	梅沢136	0428-85-1286	梅沢・丹三郎
原 島 けい子	198-0105	小丹波440	0428-85-2306	小丹波
小 澤 悦 子	198-0105	小丹波170-2	0428-85-2339	小丹波
山 宮 正 明	198-0106	棚沢179	0428-85-2997	棚沢
加 藤 勝 代	198-0106	棚沢108	0428-85-1056	棚沢
大 澤 五百子	198-0107	白丸297	0428-83-2522	白丸
小 峰 和 子	198-0212	氷川311-1	0428-83-2478	大氷川
小 峰 百合子	198-0212	氷川304	0428-83-2347	大氷川
杉 山 昭 子	198-0212	氷川718-3	0428-83-2434	長畑
小 峰 眞 子	198-0212	氷川877-4	0428-83-2193	常磐
渡 邊 幸 治	198-0212	氷川1444	0428-83-2023	南氷川
宇佐美 隆 子	198-0212	氷川1881-1	0428-83-2539	栃久保
牧 野 末 廣	198-0211	日原196	0428-83-8313	大沢
原 島 二三和	198-0105	小丹波364-1	0428-84-7818	日原
桶 川 和 子	198-0213	海沢887-1	0428-83-8280	海沢
島 崎 美佐子	198-0222	境357	0428-83-2260	境
森 田 美都子	198-0222	境956	0428-86-2031	中山
室 川 静 子	198-0223	原182-4	0428-86-2119	原・川野・留浦
大 野 利 明	198-0225	川野524	0428-86-2580	下り・雨降り・峰・奥
原 島 富 子	198-0104	丹三郎180	0428-85-1994	古里地区主任児童委員
河 村 貴 子	198-0212	氷川954-4	0428-83-2507	氷川・小河内地区主任児童委員

### (3) 相談の窓口

#### 町 関 係

		電 話	F A X
奥多摩町役場	〒198-0212 奥多摩町氷川215-6	83-2111	83-2344
奥多摩町保健福祉センター	〒198-0212 奥多摩町氷川1111	83-2777	83-2833
奥多摩町子ども 家庭支援センター	〒198-0105 奥多摩町小丹波108	85-2611	85-1300
奥多摩町ファミリー・ サポート・センター	〒198-0105 奥多摩町小丹波108	85-2611	85-1300
社会福祉法人 奥多摩町社会福祉協議会	〒198-0212 奥多摩町氷川199	83-3855	83-2567
(財)奥多摩町木村奨学会	〒198-0106 奥多摩町棚沢662-イ	85-1484	85-1484

#### 東京都関係等

		電 話	F A X
東京都西多摩福祉事務所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-22-1165	0428-23-4068
西多摩保健所	〒198-0042 青梅市東青梅5-19-6	0428-22-6141	0428-23-3987
東京都心身障害者 福祉センター	〒162-0052 新宿区戸山3-17-2	03-3203-6141	03-3203-6185
東京都心身障害者福祉センター 多摩支所	〒186-0003 国立市富士見台2-1-1	042-573-3311	042-576-5295
東京都立川児童相談所	〒190-0012 立川市曙町3-10-19	042-523-1321	042-526-0150
東京都女性相談センター 多摩支所	〒190-0023 立川市柴崎町4-11-16	042-522-4232	042-524-1097
青梅年金事務所	〒198-8525 青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階	0428-30-3410	0428-31-2359
東京都国分寺高齢者 就業相談所	〒185-0021 国分寺市南町3-22-10 東京都労働相談情報センター国分寺事務所2階	042-324-4961	042-322-7109
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ	03-3268-7171	03-3268-7433
青梅税務署	〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4	0428-22-3185	0428-21-2444
青梅都税支所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-22-1152	0428-22-6224



■発行日 平成 23 年 3 月  
■編集・発行 奥多摩町福祉保健課  
■印 刷



環境にやさしい大豆インキで印刷  
再生紙を使用しています